

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

(申請者)
所在地
商号又は名称
ふりがな
代表者職・氏名
生年月日
本件責任者 氏名
担当者 氏名
連絡先(電話番号)
連絡先(電話番号)

令和7年度において、北海道(北海道警察本部)が発注する入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 参加申請契約名

警察本部琴似庁舎ほか自家用電気工作物保安管理業務

2 申出事項

一般競争入札参加資格申請に当たり次のいずれにも該当することを申し出ます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 過去5年間(令和2年度以降)において、1に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (9) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (10) 個人事業者は、電気事業法施行規則第52条の2第1項第1号に規定する要件に該当する者であること。また、法人は、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号に規定する要件に該当する者であること。
- (11) 保安業務担当者の主たる連絡場所が委託対象施設まで2時間以内に到達することができる場所であること。

3 添付書類

- (1) 事業所の概要調査表(別紙1)
- (2) 履歴事項全部証明書(法人) 法務局が発行するもの。
- (3) 身分証明書(個人) 市町村が発行するもの。
- (4) 営業証明書(個人) 市町村が発行するもの。

※ 営業証明書が発行されない場合は、営業を証明する書類(契約書、請書、請求書(控)、納

品書（控）等）を提示すること。

(5) 納税証明書

ア 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書
道税事務所、振興局が発行するもの。

イ 本店が所在する都府県の事業税（道に納税義務がある場合を除く。）

※ 本店が道外であっても、道内に支店等があり北海道に納税義務がある場合は、アの「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合「本店が所在する都府県の事業税」は、提出不要です。

ウ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 税務署の発行するもの。

(6) 健康保険、厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類

ア 納入告知書

イ 資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書

ウ 適用通知書

※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類

(7) 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類

ア 保険関係成立届

イ 領収済通知書

ウ 概算・確定保険料申告書（控）

※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類

(8) 外部委託承認要件確認調書（別紙2）

(9) 社会保険等適用除外申出書 該当がある場合は提出すること。

(10) 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書（以下「誓約書」という。）（別紙3） 申請手続を申請者本人が行うときで、申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しない。

(11) 資格要件の特例関係 該当がある場合は提出すること。

ア 中小企業組合等の概要（別紙4）

イ 官公需適格組合証明書（写）

(12) 定款又は寄附行為（会社以外の法人の場合）

(13) 貸借対照表（会社以外の法人の場合）

※ (2)から(5)については申請書提出日から遡及し、3ヶ月以内に発行されたものの原本又は写しを提出すること。写しを提出する場合は、道警の求めに応じて提出できるよう原本は保管すること。

(6)及び(7)については写しを提出すること。

(12)及び(13)については申請者が原本証明したものを提出すること。

私は、北海道警察が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。
また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道警察が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

※ 上記口をチェックを入れてください。（3の(10)関係）

注 この申請書には、返信用封筒（定型）として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分（封筒に簡易書留と朱書きすること）を加えた料金（460円）の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

事業所の概要調査表

住所

申請者

氏名

事業所の概要									
項目	内容								
1 設立年月日	年 月 日								
2 資本金	千円								
3 従業員数 (道内数)	(うち道内数 人)								
4 過去5年間の実績のうち今回調達する役務と種類を同じくする契約実績(契約書等の写しを添付すること。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">契 約 名</th> <th style="width: 25%;">契約の相手方</th> <th style="width: 25%;">契 約 期 間</th> <th style="width: 25%;">契 約 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 200px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	契 約 名	契約の相手方	契 約 期 間	契 約 金 額				
	契 約 名	契約の相手方	契 約 期 間	契 約 金 額					
5 北海道内の本店、支店又は営業所の所在地	所在地 名 称								

外部委託承認要件確認調書(法人用)

1 規則第52条の2第1項第2号イ、ハ関係

氏名	電気主任技術者区分	期間	換算係数合計値

- * 電気主任技術者区分～第1種、第2種又は第3種
- * 期間～事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間
- * 換算係数合計値～経済産業省告示第249号3条に規定する算出方法に従って得た係数の合計値

2 規則第52条の2第1項第2号ロ関係

機械器具保有数 _____ 組

(絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器、接地抵抗計、騒音計、振動計、回転計、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置)

3 規則第52条の2第1項第2号ニ、ホ、ヘ関係

次の項目に該当する事を申し出ます。

ニ 保安全管理業務を遂行するための体制が、保安全管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ 規則53条5項の規定による取消しに関し責任が問われたことがないこと。

ヘ 規則53条5項の規定による取消しに関し責任を問われた者を電気保安業務に従事させていないこと。

4 規則53条第2項第6号関係

保安業務担当者の主たる連絡場所から対象施設までの距離及び時間を記載してください。

保安業務担当者の主たる連絡場所(所在地) _____

対象施設	所在地	距離	時間	交通手段
警察本部琴似庁舎及び琴似留置場	札幌市西区八軒1条西3丁目			
警察本部札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙5条4丁目			
警察本部航空隊舎	札幌市東区栄町964			
警察本部機動隊舎	札幌市南区真駒内南町6丁目17番462			

外部委託承認要件確認調書(個人事業者用)

1 規則第52条の2第1項第1号イ、ロ、ニ関係

氏 名	電気主任技術者区分	期 間	換算係数合計値

- * 電気主任技術者区分～第1種、第2種又は第3種
- * 期間～事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間
- * 換算係数合計値～経済産業省告示第249号3条に規定する算出方法に従って得た係数の合計値
- * 保安業務担当者と保安業務従事者を記載すること。

2 規則第52条の2第1項第1号ハ関係

機械器具保有数 _____ 組

(絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器、接地抵抗計、騒音計、振動計、回転計、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置)

3 規則第52条の2第1項第1号ホ、ヘ関係

次の項目に該当する事を申し出ます。

ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ヘ 規則53条5項の規定による取消しに関し責任が問われたことがないこと。

4 規則53条第2項第6号関係

保安業務担当者の主たる連絡場所から対象施設までの距離及び時間を記載してください。

保安業務担当者の主たる連絡場所(所在地) _____

対象施設	所在地	距 離	時 間	交通手段
警察本部琴似庁舎及び琴似留置場	札幌市西区八軒1条西3丁目			
警察本部札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙5条4丁目			
警察本部航空隊舎	札幌市東区栄町964			
警察本部機動隊舎	札幌市南区真駒内南町6丁目17番462			

社会保険等適用除外申出書

北海道警察本部長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

また、上記の申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】

健康保険 厚生年金保険

- 1 従業員5人未満の個人事業所であるため
- 2 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため
- 3 その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇〇年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

- 1 役員だけの法人であるため
- 2 その他

注1 該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)ハローワーク〇〇に確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書

北海道警察本部長 様

私は、北海道警察本部が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道警察本部が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所在地 〒
商号又は名称
代表者

中小企業組合等の概要

所在地
名称
代表者

構成員の名称 及び代表者名	所在地	電話番号	主な業種	開業 年月日	資本金 千円	従業員数	許可の名称 (略称)	許可 年月日	許可番号	備考

※ 各構成員ごとに所要の資料を添付すること。

競争入札心得（各種業務）

（総則）

第1条 北海道が、発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除された者）は、入札執行前に、見
積もった100分の1の金額を納入し、入札保証金の納付を免除された者（入札保証金の納付を免除された者）は、入札執行前に、見
積もった100分の1の金額を納入し、入札保証金の納付を免除された者（入札保証金の納付を免除された者）は、入札執行前に、見

2 間前が入札保証金の納入に際しては、定額（率）でなすこととし、かつ、保険期

3 し、入札保証金の納入に際しては、定額（率）でなすこととし、かつ、保険期

4 は、さい。

（入札）

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に

2 項に規定する「郵便等」の郵便物として、郵便物の封書に「入札書」として記載し、

3 「郵便等」の郵便物として、郵便物の封書に「入札書」として記載し、

4 は、さい。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

2 は入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

3 ては、さい。

（代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前

2 きまされ、競争入札の参加資格を停止され

3 ては、さい。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者は、その代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤

2 きまされ、競争入札の参加資格を停止され

（無効入札）

第7条 以下の各号のいずれかに入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額を除外した入札

(2) 入札書の記載金額を除外した入札

(3) 入札書の記載金額を除外した入札

(4) 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が同一事項の他の入札をしたときの入札

(7) 郵便等による入札で所定の日に到着しなかったもの

(8) 無権代理人がした入札

(9) 入札に不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなつ

(10) たものに限る。）

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその

2 きまされ、競争入札の参加資格を停止され

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入

2 きまされ、競争入札の参加資格を停止され

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

令和 年 月 日

北海道警察本部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業 務 名

質 問 書

質疑番号	要領等	質 疑 内 容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
入札人
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業 務 名

2 入 札 金 額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

頭首には「¥」又は「金」を記載すること。

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

北 海 道 警 察 本 部 長 様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業 務 名

2 入 札 金 額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

頭首には「¥」又は「金」を記載すること。

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

北 海 道 警 察 本 部 長 様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

住所
復代理人
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業 務 名

2 入 札 金 額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

頭首には「¥」又は「金」を記載すること。

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
入札人
氏名 印

私は、下記業務の入札及び見積りに関すること及び
復代理人の選任に関することについて を
代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業務名

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業務名

入札に当たっての注意事項

1 入札金額（消費税抜き金額）は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。

2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 印
氏名	〇 〇 〇 〇 印

※ 代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要です。」

3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 株式会社 札幌支店
氏名	札幌支店長 〇 〇 〇 〇

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
復代理人	〇 〇 〇 〇 印
氏名	〇 〇 〇 〇 印

代理人（支店
長等）の役職
印も不要です。

※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。」

4 委任状の「委任者」等の表示も上記の例によること。

5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出（投函）していただきます。

(案)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 警察本部琴似庁舎ほか自家用電気工作物保安管理業務
- 2 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 3 業務委託料 金 円〔別紙「委託料支払内訳書」による〕
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- (注) () 書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。

- 4 契約保証金 金 円
(免 除)
- (注) () 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道
北海道警察本部長
友 井 昌 宏

住 所
受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙自家用電気工作物保安管理業務処理要領（以下「要領等」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。ただし、第2条第7号の工事中点検に係る業務委託料は、委託者と受託者とが協議して別に定めるものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(委託業務の内容)

第2条 この契約に基づき受託者が処理すべき委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 月次点検
- (2) 年次点検
- (3) 臨時点検
- (4) 不良箇所の改修指導及び助言
- (5) 事故発生時の処置等及び必要に応じてする事故発生後の精密点検
- (6) 関係官庁が行う検査の立会い
- (7) 工事中点検
- (8) 業務の対象外である点検及び測定試験を委託者が行う場合の指導及び助言

(処理の方法)

第3条 受託者は、前条に定める業務を次の基準により実施するものとする。

- (1) 月次点検は、運転中の自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）につき毎月1回行うこと。
- (2) 年次点検は、電気工作物の運転を停止して年1回行うこと。
- (3) 臨時点検は、異常が発生し、又は発生するおそれがある場合必要の都度行うこと。
- (4) 不良箇所の改修指導及び助言は、その都度、書面をもって行うこと。
- (5) 工事中点検は、電気工作物の設置、改造等の期間中毎週1回行うこと。
- (6) 業務の対象外である点検及び測定試験を委託者が行う場合の指導及び助言は、委託者が提示した当該結果の記録に基づき行うこと。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら

ない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全くの責任を負うものとする。

4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員等)

第6条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導及び災害、事故その他非常の場合の連絡に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

2 委託者は、業務担当員がやむを得ない理由により不在となる場合は、その職務を代行する者を定め、受託者に通知するものとする。

(相互協力義務)

第7条 委託者は、受託者が行う電気工作物に係る委託業務について協力するものとし、受託者は、電気工作物に係る委託業務を誠実に行うものとする。

(業務処理責任者及び保安業務担当者等)

第8条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者並びに保安業務担当者及び保安業務従事者を定め、委託者に通知するものとし、委託者はその内容を確認するものとする。業務処理責任者又は保安業務担当者若しくは保安業務従事者を変更した場合も、同様とする。

2 保安業務担当者及び保安業務従事者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「電気事業法施行規則」という。）に適合する者を充てるものとする。

3 業務処理責任者と保安業務担当者とは、これを兼ねることができるものとする。

4 受託者は、電気工作物の委託業務を行う際に、その身分を示す証明書を業務担当員等に掲示し、委託業務に係わる業務処理責任者等であることを明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

5 受託者は、緊急の場合における受託者の執務時間内及び執務時間外の連絡方法を定め、委託者に通知するものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第9条 委託者は、業務処理責任者又は保安業務担当者若しくは保安業務従事者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(点検等の結果の通知等)

第10条 受託者は、電気工作物について点検等を行ったときは、その結果を、その都度委託者に通知するものとする。

2 前項の点検結果は、委託者と受託者の双方で保存するものとする。

(報告義務)

第10条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に附随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(業務委託料の請求及び支払)

第11条 受託者は、委託者に対し、毎月、前月分の業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に前月分の業務委託料を支払うものとする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第13条 委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(委託者の任意解除権)

第14条 委託者は、次条から第17条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第17条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第23条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第18条 第15条各号又は第16条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるとき

は、委託者は、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第15条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、当該保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第23条 受託者は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第25条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第26条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(電子メールを利用する方法)

第27条 この契約書において書面により行わなければならないとされている勧告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の失効)

第28条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとする。

(1) 電気工作物が廃止されたとき。

(2) 電気工作物について電気事業法施行規則第52条第2項の承認の効力が失われたとき又は承認を取り消されたとき。

(3) 電気工作物が一般用電気工作物になったとき。

2 前項の規定によりこの契約がその効力を失った場合においては、委託者及び受託者は、相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(契約に定めのない事項)

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙

委託料支払内訳書

月 別	金 額	備 考
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
合 計	円	

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

北海道警察では、令和6年4月以降、制限付一般競争入札等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、落札者（又は決定者）の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続を行うため、**北海道警察本部**が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり**入札書**（又は**見積書**）の提出日に「**契約に関する申出書**」を提出していただくこととなりますので、入札参加者及び見積書提出者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

1 「契約に関する申出書」の様式について

別紙1、別紙1-②及び別紙1-③のとおり

または北海道建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

参加する案件ごとに必要となりますので、印字若しくはダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、保管されるようお願いします。

2 申出書の提出時期及び提出方法について

提出時期	入札書（又は見積書）提出時 （＝開札日）
提出方法	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載し開札日に持参し、落札者等となった場合に担当者に提出

3 留意事項

- (1) 落札決定時に「契約に関する申出書」の提出がない場合でも、入札書（又は見積書）が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続を行う必要があることから遺漏等がないよう御確認をお願いします。
- (2) 委託業務の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合、電子契約を承諾したものとみなす取扱となります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先 〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係

電話 011-251-0110（内線2302～2305）

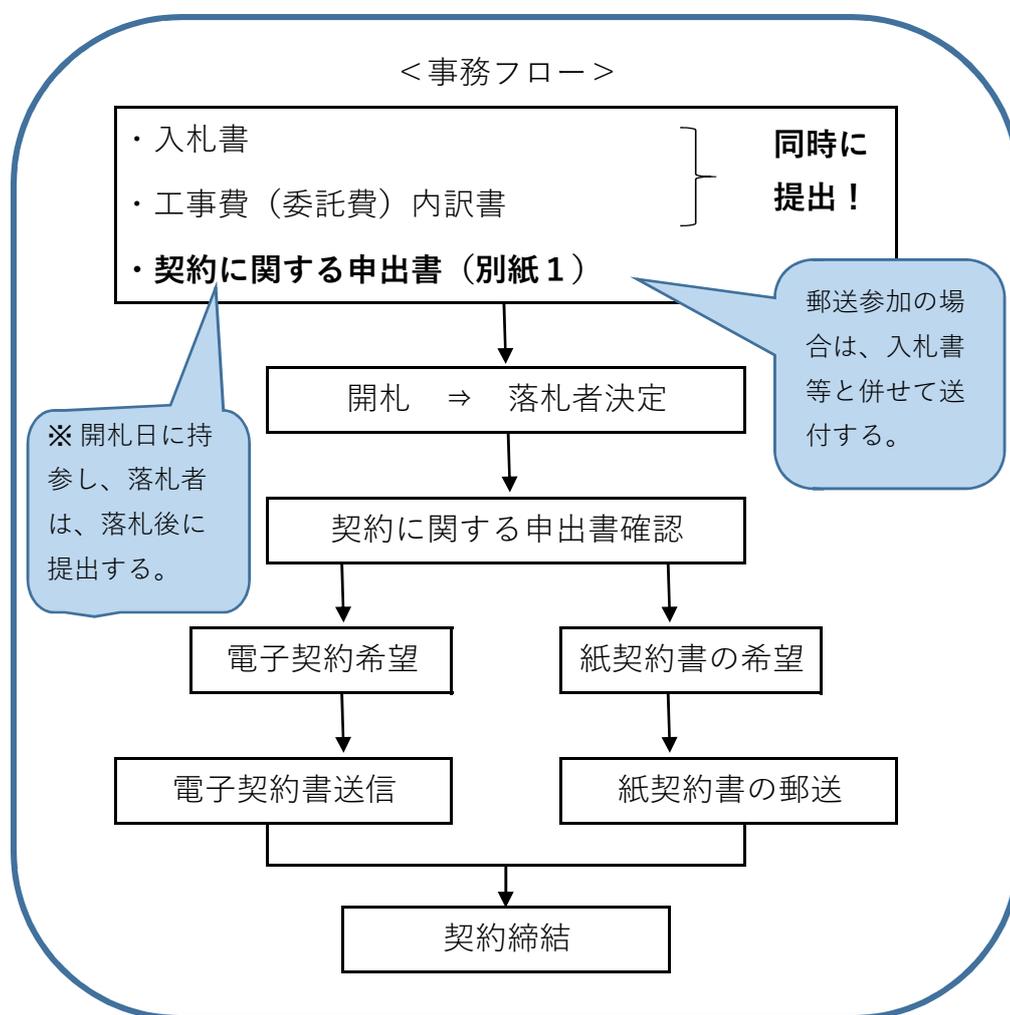
電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

【令和6年4月1日以降】

(北海道警察本部総務部施設課)

北海道警察では、令和6年4月以降に入札公告及び見積案内等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに契約手続を行うため、北海道警察総務部施設課が発注する全ての工事及び委託業務につきましては次のとおり**入札書等と同時に「契約に関する申出書」を提出**していただくこととなりますので、入札参加者の皆様の御理解と御協力をお願いします。



※ 変更契約から「紙契約」を希望される場合は、当課契約係へお問い合わせください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号) 業務名	() 業務名
契約方法 等の申出 (締結権限者) (契約担当者)	<input type="checkbox"/> 紙での契約を希望します。 <input type="checkbox"/> 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。 氏名 アドレス 氏名 アドレス
連絡先 担当者	(所属) (職・氏名) (電話番号)

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
 商号又は名称
 代表者役職・氏名
 代理人 住所
 氏名

[Redacted area for address and contact information]

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号) 業務名	() [Redacted]
契約方法等の申出 (締結権限者) (契約担当者)	<input type="checkbox"/> 紙での契約を希望します。 <input type="checkbox"/> 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。 (締結権限者) 氏名 [Redacted] アドレス [Redacted] (契約担当者) 氏名 [Redacted] アドレス [Redacted]
連絡先	担当者 (所属) [Redacted] (職・氏名) [Redacted] (電話番号) [Redacted]

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。